

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
出席	委 員	飯 田 喜美子	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	伊 藤 定 廣	
出席	委 員	青 木 茂	
出席	委 員	吉 川 広	
出席	委 員	高 木 俊 彦	
出席	委 員	堀 田 秀 志	
出席	委 員	服 部 一 美	
出席	委 員	福 田 和 雄	
出席	委 員	石 原 温	
出席	委 員	山 岡 幹 雄	
出席	委 員	堀 田 喜代春	
出席	委 員	橋 本 三 博	
出席	委 員	大 野 泰 弘	
出席	委 員	加 藤 和 子	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	芳 川 照 明	
出席	委 員	飯 田 英 雄	
出席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	松 永 富士男	
出席	委 員	山 田 宗 一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康
主 事（事務担当）	生 田 一

発言者	内 容
	<p>1．開催日時 平成24年11月20日（火） 午前9時00分から午前9時45分</p> <p>2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3．出席委員（37人）別紙のとおり</p> <p>4．欠席委員（ 0人）別紙のとおり</p> <p>5．議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 決定第 9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 5 専 決 報 告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>日程第 6 専 決 報 告 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第 8 報 告 農地改良届出書</p> <p>日程第 9 そ の 他</p> <p>6．農業委員会事務局職員（ 3人）別紙のとおり</p> <p>7．本委員会の書記は、課長補佐 渡辺弘康 である。</p> <p>8．会議の概要</p> <p>開会（午前9時00分）</p>
事務局長	<p>定刻となりましたので、平成24年11月農業委員会定例会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p>
会長	<p>《会長あいさつ》</p>
会長	<p>それでは、本日は、全員の出席をいただいておりますので、只今より11月定</p>

例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第 1、本日の議事録署名者を私より指名致します。
ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、議席番号 3 4 番 濱田 恒雄 委員
議席番号 3 5 番 加藤 武男 委員
を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第 2 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 5 件
議案第 2 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 7 件
決定第 9 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に
よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・ 4 4 件
専 決 報 告 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出・・・・・・・・ 9 件
専 決 報 告 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 件
報 告 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知・・・・・・・・ 2 4 件
報 告 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 件

それでは、議案第 2 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 について審議
をお願いします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1 番から 5 番、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・
地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読)

以上、5 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しない為、許可要
件を全て満たしていると思われます。 以上です。

会長

只今、事務局より議案第 2 5 号 1 番から 5 番について説明させていただきました、
何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)
宜しいでしょうか。

それでは、議案第 2 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 5 件について賛
成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)
有り難うございました。賛成多数ですので許可することに決定します。

<p>事務局</p>	<p>つづきまして議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請7件について審議をお願いします。 事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>(1番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在、賃貸住宅に夫と居住しておりますが将来のことを見据え、祖父所有地に分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(2番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 愛知県発注の地盤沈下対策事業に関する一時利用でございます。</p> <p>(3番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 愛知県発注の地盤沈下対策事業に関する一時利用でございます。尚、この案件は始末書が添付されています。内容は県の契約が9月28日で本来、10月案件として申請すべきでございますが、地権者との折衝、書類作成が遅れたことにより、11月申請となったが、工程上10月20日より現場に入った事により始末書が添付されています。</p> <p>(4番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在本家に居住しておりますが、手狭な事により母所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(5番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在夫の両親と同居しており手狭となったため実家の母が所有する土地へ分家住宅を建築する計画でございます</p> <p>(6番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 自宅敷地に倉庫建築をするので駐車場を確保するための計画でございます。</p> <p>(7番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在アパートに居住しており手狭となったため分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>以上、一時転用2件を含む7件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われれます。 以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第26号7件について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言無し)</p>
<p>31番委員</p>	<p>3番の案件で、通常始末書は過去から使っていて転用するに当たって事前にやってしまったことに対して出すもの。 この場合は許可を待てないから始めてしまったということになる、例えば農地でよくある話が田んぼの水引の前に造成したいから許可まで待てずに水入る前に</p>

事務局	<p>やるのと同じで、官公庁の工事でこういうことするとよくないのでは。</p> <p>業者へは厳しい指導をしております。</p> <p>10月案件で相談がありましたが、書類の整理が間に合わず、今回となった訳です。工期の関係上どうしても入りたいとのことでしたので。</p> <p>工事発注基の担当者へもしっかり調整するよう伝え、今回はやむを得ないとなりました。</p>
31番委員	<p>指名停止など処分も考えないと他に示しが付かないのでは。行政同士で寛容にならないようにしていただきたい。</p>
事務局	<p>おっしゃるおりですので、この様な事が無いように今後指導していきたいと思えます。</p>
会長	<p>宜しいでしょうか。</p>
	<p>それでは議案第26号 農地法第5条の規定による7件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》決定第9号につきましては、集計概要を報告し説明とさせていただきます。</p> <p>議案番号1番から44番、全体筆数は293筆、面積は178,488㎡でございます。円滑化団体が受人として設定されたのが146筆、88,717㎡。円滑化団体以外の受人は津島の認定農業者でございます 123筆65,494平方メートル、 4筆3,272㎡、 1筆2,998㎡、農事組合法人 トラクター5筆10,946㎡、有限会社 トラクター13筆6,007平方メートル、 1筆1,054㎡の6方で147筆89,771㎡となっています。</p> <p>さんは トラクターの代表者であり主に新開、唐臼地区において14.5ha耕作していて、津島・愛西にて認定農業者になっています。JA海部北部受託部会に所属している。今回123筆の利用権設定ということですが、以前 トラクターが耕作されており後ほどの報告の経営基盤法18条第6項の解約の届出にて トラクターから トラクターへの耕作者変更が主な原因です。</p> <p>内容につきましては、作物は全て水稻。新規137件、再設定10件、契約期間は6年10年。権利内容は全て賃借権でございます。</p>

<p>会長</p>	<p>尚、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。以上です。</p> <p>只今、事務局より簡略した内容ではございましたが、決定第9号について説明をさせていただきます、何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告2件、報告2件について事務局より一括で説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から9番の届出者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読)以上9件の届出がございました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番の願出者住所氏名・土地所在、地目、面積・事由・現地確認・証明年月日を朗読)以上1件証明させていただきました。</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知書)1番から24番ありますが集計概要を説明します。全体で188筆104,204㎡ 円滑化団体のJA解約87筆48,359㎡。解約された耕作者は(有) トラクター90筆47,102㎡内、決定第9号の利用集積にて トラクターさんに68筆33,898㎡再度利用権設定されています。</p> <p>他の方は(有) 農産1筆309㎡ さん3筆1,523㎡ さん1筆2,633㎡ この筆については今回3条申請にて さんが購入したことによる解約です。 さん4筆3,171㎡こちらも さんが購入したことによる解約です。 さん1筆625㎡ さん 1筆482㎡ 以上24件 188筆の解約の通知の受付をさせていただきました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読) 以上1件の届出がございました。</p>

<p>会長</p>	<p>尚、1,000㎡を超えていますが、10月の3条申請時にて畑として利用する計画でございましたので、事務局判断にて、1,560㎡の届出に関し許可をしております事をご理解賜りますようお願い申し上げます。 以上でございます。</p> <p>只今、専決報告・報告についてご説明させていただきました。これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、専決報告・報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数) 有り難うございました。賛成多数にて可決承認をさせていただきます。</p> <p>これをもちまして、11月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時26分)</p> <p>続きまして、その他に入らせていただきます。</p> <p>先月の農地パトロール報告をお願いします。(八開地区)</p>
<p>13番委員</p>	<p>(13番委員より報告)</p>
<p>会長</p>	<p>ご苦労様でした。</p> <p>その他、事務局より報告事項があればお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>今月の農地パトロールは佐織地区を予定しておりますので、佐織地区委員の方は、佐織庁舎 2階 委員会室に11月26日(月)午後1時30分集合をお願いします。</p> <p>次回、定例農業委員会は12月20日(木)午前9時より立田庁舎 第一会議室にて開催いたします。</p> <p>先月の農業委員会におきまして利用状況調査のお願いをしました。調査終了</p>

	<p>した資料につきましては後ろに箱がございますので入れてください。</p> <p>次回12月の定例農業委員会までにそれぞれの地区を回って利用状況調査をお願いします。</p> <p>「平成24年度 愛西市農畜産物品評会」について 農産物品評会 11月30日(金)午後2時 あいち海部農協 北部営農センター2階 表彰式 12月1日(土)午前9時15分 あいち海部農協本店(アグリフェスタ会場) お時間があればお出かけ下さい。</p> <p>農業委員手帳 カレンダー 農業新聞領収書を配布させていただきました。 身分証明書欄の住所 氏名 電話番号については各自で記入してください。</p> <p>定例会終了後、第4回の「定数・報酬検討委員会」を行いますので委員の方は宜しくをお願いします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
会長	ここで、定数・報酬検討委員会の鈴木委員長より「中間報告」していただけるとの報告がありましたので、報告をお願いします。
31番委員	委員から中間報告について説明 (選挙区・選挙区定数 委員報酬について説明)
会長	ありがとうございました。 その他ありますか。
30番委員	少し時間をいただいて報告させていただきます。11月13日に浜松で開催された東海近畿ブロック女性農業委員研修会に出席しました。72名が出席ということで小グループにわかれ勉強してきましたので報告いたします。
会長	ご苦労様でした。その他ございますか。
26番委員	諸桑地区の耕作が オペに変わったが相当な面積なので何らかの原因があると思われるが、情報があれば教えていただきたい。トラクターは佐織地区のほとんどを占めていたので経緯を知りたい。
事務局	情報は得ておりません。
32番委員	最近コンビニがたくさん建っている、24時間営業でその照明により隣接農地

事務局	<p>は影響を受け、実らずに青々したままだ。これについてどこへ相談すればよいか。</p> <p>普及課にそういった事例の報告もありますが、遮光の調整や補償などの交渉を直接その原因者へ行かれるのが良いかと思えます。一度、普及課へ相談し、対応を委員へ報告させていただきます。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。</p>
32番委員	<p>はい。</p> <p>(1月の定例会を午後4時から開催することを決定した。又、親睦会を例年通り開催することを決定した。)</p>
会長	<p>その他宜しいですか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>これをもちまして、11月定例農業委員会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>閉 会 (午前10時00分)</p> <p>上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。</p> <p>平成24年11月20日</p> <p style="text-align: center;">会 長 日 永 熙</p> <p>議事録署名者 議席番号34番委員 濱 田 恒 雄</p> <p>議事録署名者 議席番号35番委員 加 藤 武 男</p>